

# 令和6年第12回定例教育委員会会議

日 時 令和6年12月20日（金）

午後1時30分から

場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

## 議 題

### 日程第一 議事事項

- 議案第34号 富士見市立資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第35号 富士見市立地域公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第36号 富士見市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第37号 富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第38号 令和7年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書の採択について

### 日程第二 報告事項

- (1) 令和6年12月定例市議会の報告について
- (2) その他
  - ・令和7年富士見市二十歳式について

## 議案第34号

富士見市立資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
富士見市立資料館条例施行規則（平成12年教委規則第3号）の一部を改正する  
規則を別紙のとおり制定する。

令和6年12月20日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

富士見市立資料館条例及び公民館その他の施設に係る条例施行規則と整合性を図るため、富士見市立資料館条例施行規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市立資料館条例施行規則（平成12年教委規則第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(施設の利用)</p> <p>第5条 _____体験学習室、講座室、特別展示室及び古民家（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、施設利用申請書（様式第1号、様式第1号の2）を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、施設利用許可・不許可決定通知書（様式第2号、様式第2号の2）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(資料の館内利用)</p> <p>第6条 _____歴史資料、考古資料及び民俗資料（以下「資料」という。）を館内利用しようとする者は、資料館内利用申請書（様式第3号）を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、資料館内利用許可・不許可決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(資料の館外利用)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、他の博物館、資料館、図書館、学校その他相当と認められた者に、資料の館外利用をさせることができる。</p> <p>2 資料を館外利用しようとする者は、資料館外利用申請書（様式第5号）を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、資料館外利用許可・不許可決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知す</p>	<p>(施設の利用)</p> <p>第5条 <u>条例第6条の規定による</u>体験学習室、講座室、特別展示室及び古民家（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、施設利用申請書（様式第1号、様式第1号の2）を<u>館長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>館長</u>は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、施設利用許可・不許可決定通知書（様式第2号、様式第2号の2）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(資料の館内利用)</p> <p>第6条 <u>条例第6条の規定による</u>歴史資料、考古資料及び民俗資料（以下「資料」という。）を館内利用しようとする者は、資料館内利用申請書（様式第3号）を<u>館長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>館長</u>は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、資料館内利用許可・不許可決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(資料の館外利用)</p> <p>第7条 <u>館長</u>は、他の博物館、資料館、図書館、学校その他相当と認められた者に、資料の館外利用をさせることができる。</p> <p>2 資料を館外利用しようとする者は、資料館外利用申請書（様式第5号）を<u>館長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>館長</u>は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、資料館外利用許可・不許可決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するもの</p>

るものとする。

(損壊の届出)

第8条 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに教育委員会に届け出てその指示に従わなければならない。

(資料の寄贈及び寄託)

第9条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 資料を寄贈・寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申込書(様式第7号)により教育委員会に申込みするものとする。
- 3 教育委員会は、前項の申込みを承諾したときは、資料受領証(様式第8号)又は資料受託証(様式第9号)を、当該申込者に交付するものとする。
- 4 寄託を受けた資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外利用については、寄託者の承諾を得なければならない。
- 5 教育委員会は、寄託を受けた資料に不可抗力による損害を受けたときは、その責めを負わないものとする。

(専決事項)

第10条 分館長は、分館に関する事項のうち次に掲げるものを専決することができる。

- (1) 施設の利用及び資料の館内利用の許可
- (2) 事務事業の実施のうち定例的又は軽易なもの
- (3) 通知、催告、報告、照会、回答、依頼等のうち定例的又は軽易なもの
- (4) 日誌等の査閲

とする。

(館長への届出)

第8条 条例第7条の規定による施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、速やかに館長に届け出てその指示するところに従わなければならない。

(資料の寄贈及び寄託)

第9条 資料館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 資料を寄贈・寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申込書(様式第7号)により館長に申込みするものとする。
- 3 館長は、前項の申込みを承諾したときは、資料受領証(様式第8号)又は資料受託証(様式第9号)を、当該申込者に交付するものとする。
- 4 寄託を受けた資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外利用については、寄託者の承諾を得なければならない。
- 5 館長は、寄託を受けた資料に不可抗力による損害を受けたときは、その責めを負わないものとする。

(分館の運営)

第10条 次に掲げる館長の権限に属する事務のうち分館に関する事務は、分館長にその権限を委ねるものとする。

- (1) 施設の利用及び資料の館内利用の許可
- (2) 事務事業の実施のうち定例的又は軽易なもの
- (3) 通知、催告、報告、照会、回答、依頼等のうち定例的又は軽易なもの
- (4) 日誌等の査閲

(5) 職員の年次有給休暇の確認並びに生理休暇及び夏季休暇の承認  
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

様式は別紙のとおり

(5) 職員の年次有給休暇の確認並びに生理休暇及び夏季休暇の承認  
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

# 様式第1号～第9号（改正後）

※改正箇所は下線部分

様式第1号(第5条関係)

## 施設利用申請書

年 月 日

(あて先)富士見市教育委員会

申請者 団体名

(代表者氏名 )

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり施設を利用したいので申請します。

記

利用施設	水子貝塚資料館( )
	難波田城資料館( )
利用年月日	年 月 日( 曜日)
利用時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
利用目的	
利用人員	人
利用備品	

様式第1号の2(第5条関係)

施設利用申請書(特別展示室)

年 月 日

(あて先)富士見市教育委員会

申請者 団体名

(代表者氏名 )

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり特別展示室を利用したいので申請します。

記

展示会の名称				
利用期間	年 月 日( 曜日)	時から		
	年 月 日( 曜日)	時まで		
展示内容				
主な展示品	種類(具体的な名称)	数 量	種類(具体的な名称)	数 量
利用備品	立ち展示ケース ( 台) 展示パネル( 台) のぞき展示ケース ( 台) その他			
備 考				

様式第2号(第5条関係)

(表)  
施設利用許可・不許可決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市教育委員会



年 月 日付けで申請のありました施設の利用については、下記のとおり決定しましたので、富士見市立資料館条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

1 許可 (条件)

利用施設	
利用年月日	年 月 日 (曜日)
利用時間	午前 時 分から 午前 時 分 まで 午後 時 分から 午後 時 分 まで
利用目的	
利用人数	人
利用備品	

2 不許可 (理由)

(裏)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第2号の2(第5条関係)

(表)

施設利用許可・不許可決定通知書(特別展示室)

第 号  
年 月 日

様

富士見市教育委員会



年 月 日付けで申請のありました特別展示室の利用については、下記のとおり決定しましたので、富士見市立資料館条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

1 許 可 (条件)

展示会の名称				
利用期間	年 月 日 (曜日) 時から		年 月 日 (曜日) 時まで	
展示内容				
主な展示品	種類(具体的な名称)	数 量	種類(具体的な名称)	数 量
利用備品	立ち展示ケース ( 台) 展示パネル( 台) のぞき展示ケース ( 台) その他			
備 考				

2 不許可 (理由)

(裏)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号(第6条関係)

資料館内利用申請書

年 月 日

(あて先)富士見市教育委員会

申請者 団体名

(代表者氏名 )

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり資料を館内利用したいので申請します。

記

利用目的				
利用年月日	年 月 日			
利用方法	閲覧 複写 写真撮影 その他( )			
利用資料	資料番号	資料名	数量	備考
備考				

様式第4号(第6条関係)

(表)

資料館内利用許可・不許可決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市教育委員会



年 月 日付けで申請のありました資料の館内利用については、下記のとおり決定しましたので、富士見市立資料館条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

記

1 許 可 (条件)

利用目的				
利用年月日	年 月 日			
利用方法	閲覧 複写 写真撮影 その他 ( )			
利用資料	資料番号	資 料 名	数量	備 考
注意事項				

2 不許可 (理由)

(裏)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第7条関係)

資料館外利用申請書

年 月 日

(あて先)富士見市教育委員会

申請者 団体名

(代表者氏名 )

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり資料を館外利用したいので申請します。

記

利用目的				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所				
利用方法				
利用資料	資料番号	資料名	数量	備考
輸送方法				
取扱責任者				
備考				

様式第6号(第7条関係)

(表)

資料館外利用許可・不許可決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のありました資料の館外利用については、下記のとおり決定しましたので、富士見市立資料館条例施行規則第7条第3項の規定により通知します。

記

1 許 可 (条件)

利用目的				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所				
利用方法				
利用資料	資料番号	資 料 名	数 量	備 考
輸送方法				
取扱責任者				
備 考				

2 不許可 (理由)

(裏)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号(第9条関係)

資 料 寄 贈 ・ 寄 託 申 込 書

年 月 日

(あて先)富士見市教育委員会

申請者 団 体 名

(代表者氏名 )

氏 名

住 所

電話番号

下記のとおり資料を寄贈・寄託したいので申込みます。

記

資 料 名	数量	備 考

寄託期間(寄託資料の場合) 年 月 日から 年 月 日まで

様式第8号(第9条関係)

資 料 受 領 証

第 号

年 月 日

様

富士見市教育委員会 印

年 月 日付けで申込みのありました資料の寄贈については、下記のとおり資料を確かに受領いたしました。

記

資 料 名	数量	備 考

様式第9号(第9条関係)

資 料 受 託 証

第 号

年 月 日

様

富士見市教育委員会 印

年 月 日付けで申込みのありました資料の寄託については、下記のとおり資料を確かに受託いたしました。

記

資 料 名	数量	備 考

寄 託 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

議案第35号

富士見市立地域公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

富士見市立地域公民館条例施行規則（平成17年教委規則第4号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和6年12月20日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市公共施設予約システムの入替えに伴い、富士見市立地域公民館条例施行規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市立地域公民館条例施行規則（平成17年教委規則第4号）新旧対照表

新	旧
<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第10条第1項前段の許可を受けようとする者_____</p> <hr/> <p>は、利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第10条第1項後段の許可に係る事項を変更しようとする者は、<u>利用変更許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(申請の期間)</p> <p>第3条 前条の申請は、条例第10条第1項前段の許可を受けようとする場合にあつては地域公民館の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日までの期間内に、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあつては当該許可に係る利用日前7日_____までに行わなければならない。</p> <p>3 前2項_____に規定する期間の開始日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、土曜日若しくは日曜日（以下「休日」という。）又は施設の休館日に当たるときは、当該休日又は当該休館日の翌日をもって開始日とする。</p>	<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第10条第1項_____の許可を受けようとする者又は許可に係る事項を変更しようとする者（第5条において「許可申請者」という。）は、<u>地域公民館利用（変更）許可・使用料免除申請書（様式第1号）</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(申請の期間)</p> <p>第3条 前条の申請は、条例第10条第1項前段の許可を受けようとする場合にあつては地域公民館の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日までの期間内に、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあつては当該許可に係る利用日前7日<u>（教育委員会が別に定める軽微な変更をしようとするときは、当該許可に係る利用日）</u>までに行わなければならない。</p> <p>3 <u>第1項及び前項</u>に規定する期間の開始日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、土曜日若しくは日曜日（以下「休日」という。）又は施設の休館日に当たるときは、当該休日又は当該休館日の翌日をもって開始日とする。</p>

(利用の許可等)

第5条 教育委員会は、第2条第1項の申請があったときは、その可否を決定し、利用許可決定通知書(様式第3号)又は利用不許可決定通知書(様式第4号)

\_\_\_\_\_により当該申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、第2条第2項の申請があったときは、その可否を決定し、利用変更許可決定通知書(様式第5号)又は利用変更不許可決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(利用の許可の取消し等の通知)

第8条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により利用の許可の取消し等の処分をするときは、利用許可変更(停止・取消)通知書(様式第7号) \_\_\_\_\_により利用権利者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第9条 条例第17条の使用料は、利用許可決定通知書 \_\_\_\_\_の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の免除申請)

第10条 条例第18条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第8号) \_\_\_\_\_を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定めるところにより免除に係る手続を行った者については、その提出を省略することができる。

(使用料の免除決定)

(利用の許可等)

第5条 教育委員会は、第2条 \_\_\_\_\_の申請があったときは、その可否を決定し、地域公民館利用(変更)許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書(様式第2号)又は地域公民館利用(変更)不許可・使用料免除不承認決定通知書(様式第3号) \_\_\_\_\_により許可申請者に通知するものとする。

る。

(利用の許可の取消し等の通知)

第8条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により利用の許可の取消し等の処分をするときは、地域公民館利用許可変更(停止・取消)通知書(様式第4号) \_\_\_\_\_により利用権利者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第9条 条例第17条の使用料は、地域公民館利用(変更)許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の免除申請)

第10条 条例第18条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、地域公民館利用(変更)許可・使用料免除申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定めるところにより免除に係る手続を行った者については、その提出を省略することができる。

(使用料の免除決定)

第11条 教育委員会は、前条の申請があったときは、別に定める使用料免除基準によりその可否を決定し、使用料減免承認決定通知書（様式第9号）又は使用料減免不承認決定通知書（様式第10号）

により当該申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第12条 条例第19条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、使用料の還付の承認の可否を決定し、使用料還付承認決定通知書（様式第12号）又は使用料還付不承認決定通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用報告書の提出）

第17条 利用者は、施設の利用が終わったときは、施設利用報告書（様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。

（予約システムを利用する場合における手続の特例）

第18条 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合においては、第2条第1項、第10条又は第12条第1項の規定による申請書の提出に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成28年規則第3号）第17条、第20条第1項又は第21条第1項の規定する申請の方法により申請することができるものとする。

2 申請者が前項の規定により申請した場合においては、教育委員会は、第5条第1項、第11条又は第12条第2項の規定による通知に代えて

第11条 教育委員会は、前条の申請があったときは、別に定める使用料免除基準によりその可否を決定し、地域公民館利用（変更）許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書又は地域公民館利用（変更）不許可・使用料免除不承認決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第12条 条例第19条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、地域公民館使用料還付申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、使用料の還付の承認の可否を決定し、地域公民館使用料還付承認・不承認決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用報告書の提出）

第17条 利用者は、施設の利用が終わったときは、地域公民館施設利用報告書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

（予約システムを利用する場合における手続の特例）

第18条 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合においては、第2条、第10条又は第12条第1項の規定による申請書に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成28年規則第3号）第18条、第21条第1項又は第22条第1項の規定による申請書により申請することができるものとする。

2 申請者が前項の規定により申請した場合においては、教育委員会は、第5条、第11条又は第12条第2項の規定による通知書に代え

一、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第18条第1項、第20条第2項又は第21条第2項の規定による通知を  
するものとする。

3 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合における使用料の納付については、第9条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第19条の規定を適用する。

4 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合における申請の受付時間については、第4条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第4条に規定するサービスの利用時間とする。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

様式第7号の次に次の7様式を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の富士見市立地域公民館条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

て、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第19条、第21条第2項又は第22条第2項の規定による通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合における使用料の納付については、第9条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第20条の規定を適用する。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号～第14号（改正後）  
※全部改正

利用許可申請書

申請番号		年	月	日	
<p>(宛先)</p> <p>申請者 住 所          氏名又は団体の名称          代表者氏名          電 話          F      A      X</p> <p>利用責任者 住 所          氏 名          電 話          F      A      X</p> <p style="text-align: center;">の利用を、次のとおり申請します。</p>					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利 用 目 的		基本料金
			営利/非営利	利用予定人数	
対 象 者				基本料金合計	
				加 算 額	
				減 額	
				使用料合計	

様式第2号（第2条関係）

利用変更許可申請書

申 請 番 号						年 月 日
(宛先)						
申 請 者 住 所						
氏名又は団体の名称						
代 表 者 氏 名						
電 話						
利 用 責 任 者 住 所						
氏 名						
電 話						
の利用の変更を、次のとおり申請します。						
区分	利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	使用料合計	
変更後						
変更前						
申請理由				使用料合計		
				既 納 額		
				不 足 額		
				超 過 額		

様式第3号（第5条関係）

利用許可決定通知書

申請番号		年 月 日			
申請者	住 所 氏名又は団体の名称 代表者氏名 電 話 F      A      X				
利用責任者	住 所 氏 名 電 話 F      A      X				
印					
の利用を、次のとおり許可します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利 用 目 的		基本料金
			営利/非営利	利用予定人数	
対 象 者				基本料金合計	
				加 算 額	
				減 額	
				使用料合計	

様式第4号（第5条関係）

利用不許可決定通知書

様	第 号 年 月 日		
印			
年 月 日付けで申請のありました利用については、次のとおり不許可とすることに決定しましたので、富士見市立地域公民館条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。			
利用日時 利用時間	利 用 施 設	利用条件 人数(人)	不 許 可 の 理 由
<p>〈教示〉</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この処分については、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

様式第5号（第5条関係）

利用変更許可決定通知書

申 請 番 号		年 月 日			
<p>(宛先)</p> <p>申 請 者 住 所                  氏名又は団体の名称                  代 表 者 氏 名                  電 話</p> <p>利用責任者 住 所                  氏 名                  電 話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">の利用の変更を、次のとおり許可します。</p>					
区分	利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 目 的	使 用 料 合 計
変 更 後					
変 更 前					
				使 用 料 合 計	
				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第6号（第5条関係）

利用変更不許可決定通知書

様	第 号 年 月 日		
印			
年 月 日付けで申請のありました利用の変更については、次のとおり不許可とすることに決定しましたので、富士見市立地域公民館条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。			
利用日時 利用時間	利 用 施 設	利用条件 人数(人)	不 許 可 の 理 由
<p>〈教示〉</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この処分については、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

様式第7号（第8条関係）

利用許可変更（停止・取消）通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで決定しました利用許可について、下記のとおり変更（停止・取消）としましたので、富士見市立地域公民館条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

利 用 公 民 館 名			
変更(停止・取消)理由	<input type="checkbox"/> 富士見市立地域公民館条例第12条第1項第 号に該当 <input type="checkbox"/> 地域公民館の管理上特に必要なため		
変更(停止・取消)年月日	年 月 日( 曜日)		
利 用 施 設			
利 用 区 分	午前・午後・夜間・全日( : ~ : )		
使 用 料	円	還 付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	使用料の還付が「有」の場合は、別途、還付申請書の提出をお願いします。		
備 考			

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号（第10条関係）

使用料減免申請書

申 請 番 号		年 月 日			
(宛先)  申 請 者 住 所 ..... 氏名又は団体の名称 ..... 代 表 者 氏 名 ..... 電 話 .....  利用責任者 住 所 ..... 氏 名 ..... 電 話 .....  の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。					
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	減 免	基本料金	減 免 額 (減免率)
申請理由				基本料金合計	
				減免額合計	
				使用料合計	

様式第9号（第11条関係）

使用料減免承認決定通知書

申請番号		年 月 日			
申請者	住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話				
利用責任者	住 所 氏 名 電 話				
印					
の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。					
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	減 免	基本料金	減 免 額 (減免率)
申請理由				基本料金合計	
				減免額合計	
				使用料合計	

様式第10号（第11条関係）

使用料減免不承認決定通知書

	第	号	
	年	月	
		日	
様			
	印		
<p>年 月 日付けで申請のありました使用料の減免については、次のとおり不承認とすることに決定しましたので、富士見市立地域公民館条例施行規則第11条の規定により通知します。</p>			
利用日時 利用時間	利 用 施 設	利用条件 人数(人)	不 承 認 の 理 由
<p>〈教示〉          この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。          上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。          なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

様式第11号（第12条関係）

使用料還付申請書

申請番号					年 月 日
(宛先)					
申請者	住	所			
	氏名又は団体の名称				
	代表者氏名				
	電 話				
利用責任者	住	所			
	氏 名				
	電 話				
の使用料の還付を、次のとおり申請します。					
利用年月日	利用時間	施設名	申請理由	還付申請額	
還付申請理由					
利用許可年月日			還付申請額合計		

様式第12号（第12条関係）

使用料還付承認決定通知書

申請番号		年 月 日		
申請者	住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話			
利用責任者	住 所 氏 名 電 話			
印				
の使用料の還付を次のとおり許可します。				
利用年月日	利用時間	施設名	申請理由	還付申請額
還付申請理由				
利用許可年月日		還付申請額合計		
還付決定額				
充 当 額				
返 金 額				

様式第13号（第12条関係）

使用料還付不承認決定通知書

様	第 号 年 月 日		
印			
年 月 日付けで申請のありました使用料の還付については、次のとおり不承認とすることに決定しましたので、富士見市立地域公民館条例施行規則第12条第2項の規定により通知します。			
利用日時 利用時間	利 用 施 設	利用条件 人数(人)	不 承 認 の 理 由
納 付 済 額	円	還 付 申 請 額	円
〈教示〉 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。 上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。			

施設利用報告書

年 月 日

(宛先)

団 体 名	
報 告 者 名	
電 話	

次のとおり利用したので報告します。

利用公民館名				
利用年月日	曜日	利 用 施 設	利 用 区 分	利用人数
. .		①	午前・午後・夜間・全日 ( : ~ : )	人
		②	午前・午後・夜間・全日 ( : ~ : )	人
		③	午前・午後・夜間・全日 ( : ~ : )	人

**点検事項** 施設利用後、次の点検をお願いします。（点検後○印を記入してください。）

点検項目	①	②	③
・利用後の清掃をし、いす・机等を元の場所に戻しました。			
・照明、冷暖房、換気扇等の電気のスイッチを切りました。			
・ガスの元栓を閉め、茶碗、ポット等の後片付けをしました。			
・ごみの後始末をしました。			
・施錠をしました。			
・忘れ物がないか、もう一度確認しました。			

※ごみはお持ち帰りください。

※設備又は備品の汚損に気が付いたときはお知らせください。

施設を利用してお気づきのことがありましたら御記入ください。

--

議案第36号

富士見市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について  
富士見市教育委員会公印規程（昭和58年教委訓令第4号）の一部を改正する訓令  
を別紙のとおり制定する。

令和6年12月20日提出

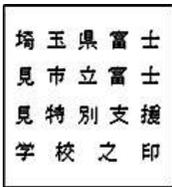
富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

公印用途の見直しに伴い、富士見市教育委員会公印規程の一部を改正したいので、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この  
案を提出します。

富士見市教育委員会公印規程（昭和58年教委訓令第4号）新旧対照表

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印名	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	公印名	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
埼玉県富士見市 教育委員会		てん書	44×44	賞状、表彰状 及び感謝状用	埼玉県富士見市 教育委員会		てん書	方 44	辞令用
埼玉県富士見市 教育委員会の印		古印体	21×21	教育委員会名 をもって発す る文書用（辞 令等を含む）	埼玉県富士見市 教育委員会の印		古印体	方 21	一般文書用
埼玉県富士見市 立〇〇〇学校の 印		古印体	21×21	学校名をもつ て発する文書 用	埼玉県富士見市 立〇〇〇学校の 印		古印体	方 21	各学校名をも って発する文 書に使用
埼玉県富士見市 立〇〇〇学校の 印		てん書	60×60	卒業証書用	埼玉県富士見市 立〇〇〇学校の 印		てん書	方 60	卒業証書用

埼玉県富士見市立富士見特別支援学校の印		古印体	21×21	富士見特別支援学校名をもって発する文書用	埼玉県富士見市立富士見特別支援学校の印		古印体	方 21	富士見特別支援学校名をもって発する文書に使用
埼玉県富士見市立富士見特別支援学校の印		てん書	60×60	卒業証書用	埼玉県富士見市立富士見特別支援学校の印		てん書	方 60	卒業証書用
埼玉県富士見市教育委員会教育長の印		古印体	21×21	教育長名をもって発する文書用	埼玉県富士見市教育委員会教育長の印		古印体	方 21	一般文書用
埼玉県富士見市教育委員会教育長職務代理者の印		古印体	21×21	教育長職務代理者執務のとき、教育長印に準じて使用	埼玉県富士見市教育委員会教育長職務代理者の印		古印体	方 21	一般文書用
埼玉県富士見市教育委員会部長の印		古印体	18×18	部長名をもって発する文書用	埼玉県富士見市教育委員会部長の印		古印体	方 18	部長名をもって発する文書に使用
埼玉県富士見市教育委員会課長の印		古印体	18×18	課長名をもって発する文書用	埼玉県富士見市教育委員会課長の印		古印体	方 18	各課長名をもって発する文書に使用

埼玉県富士見市立〇〇公民館長の印	埼玉県富士見市立 公民館長の印	古印体	21×21	公民館長名をもって発する文書用	埼玉県富士見市立〇〇公民館長の印	埼玉県富士見市立 公民館長の印	古印体	方 21	各公民館長名をもって発する文書に使用
埼玉県富士見市立資料館長の印	埼玉県富士見市立資料館長の印	古印体	18×18	資料館長名をもって発する文書用	埼玉県富士見市立資料館長の印	埼玉県富士見市立資料館長の印	古印体	方 18	資料館長名をもって発する文書に使用
					分館専用埼玉県富士見市立資料館長の印	分館専用 埼玉県富士見市立資料館長の印	古印体	方 18	資料館の所管に係る諸決定通知書及びその他の分掌事務用
埼玉県富士見市教育相談室長の印	埼玉県富士見市教育相談室長の印	古印体	18×18	教育相談室長名をもって発する文書用	埼玉県富士見市教育相談室長の印	埼玉県富士見市教育相談室長の印	古印体	方 18	教育相談室長名をもって発する文書に使用
埼玉県富士見市学校給食センター所長の印	埼玉県富士見市学校給食センター所長の印	古印体	21×21	学校給食センター所長名をもって発する文書用	埼玉県富士見市学校給食センター所長の印	埼玉県富士見市学校給食センター所長の印	古印体	方 21	学校給食センター所長名をもって発する文書に使用
埼玉県富士見市立〇〇〇学校長の印	埼玉県富士見市立〇〇〇学校長の印	古印体	21×21	学校長名をもって発する文書用	埼玉県富士見市立〇〇〇学校長の印	埼玉県富士見市立〇〇〇学校長の印	古印体	方 21	各学校長名をもって発する文書に使用

埼玉県富士見市  
立富士見特別支  
援学校長の印



古印体

21×21

富士見特別支  
援学校長名を  
もって発する  
文書用

埼玉県富士見市  
立富士見特別支  
援学校長の印



古印体

方 21

富士見特別支  
援学校長名を  
もって発する  
文書に使用

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

## 議案第37号

富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和61年教委訓令第3号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定する。

令和6年12月20日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

庶務事務システムの導入に伴い、富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和61年教委訓令第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第4条 年次有給休暇を受けようとする職員は、年次有給休暇簿(様式第1号)に所要事項を記入し、<u>あらかじめ</u>所属長に届け出なければならない。</p> <p>(職場復帰に係る手続)</p> <p>第6条 条例第13条第2項各号に規定する負傷又は疾病により9日を超える病気休暇を受けた職員が、当該負傷又は疾病が治癒して勤務しようとする場合においては、その勤務ができることの医師の診断書を添えて、職場復帰願(様式第3号)を事前に教育政策課に提出して<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(夏季休暇)</p> <p>第7条 夏季休暇の単位は、1日とする。ただし、あらかじめ割り振られた勤務時間に半日勤務時間のみが割り振られた日がある職員は、半日単位も承認するものとする。</p> <p>2 夏季休暇を受けようとする職員は、夏季休暇(特別休暇)承認簿(様式第4号)に必要事項を記入し、<u>あらかじめ</u>所属長に届け出なければならない。</p> <p>(庶務事務システムによる処理)</p> <p>第9条 この規程による届出、提出及び承認の手続は、庶務事務システム(電子計算機を用いて、職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を総合的に行う情報システムをいう。以下この条において同じ。)を利用することが困難である場合を除き、庶務事務システムを利用する方法により行うものとする。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第4条 年次有給休暇を受けようとする職員は、年次有給休暇簿(様式第1号)に所要事項を記入し、<u>前日までに</u>所属長に届け出なければならない。</p> <p>(職場復帰に係る手続)</p> <p>第6条 条例第13条第2項各号に規定する負傷又は疾病により9日を超える病気休暇を受けた職員が、当該負傷又は疾病が治癒して勤務しようとする場合においては、その勤務ができることの医師の診断書を添えて、職場復帰願(様式第3号)を事前に教育政策課に提出して<u>教育長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(夏季休暇)</p> <p>第7条 夏季休暇の単位は、1日とする。ただし、あらかじめ割り振られた勤務時間に半日勤務時間のみが割り振られた日がある職員は、半日単位も承認するものとする。</p> <p>2 夏季休暇を受けようとする職員は、夏季休暇(特別休暇)承認簿(様式第4号)に必要事項を記入し、<u>前日までに</u>所属長に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p>

2 庶務事務システムを利用する方法により手続を行う場合において、この規程中、届出又は提出をしなければならないこととされている様式については、庶務事務システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって代えることができる。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

様式第2号（第5条関係）

（略）

様式第2号の2（第5条関係）

（略）

様式第3号（第6条関係）

（略）

様式第2号（第5条関係）

（略）

様式第2号の2（第5条関係）

（略）

様式第3号（第6条関係）

（略）

様式第2号～第3号（改正後）

※改正箇所は下線部分

様式第2号(第5条関係)

特 別  
休 暇 願  
病 気

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

所属名  
職 名  
氏 名

下記のとおり休暇を受けたいので承認されたくお願いします。

記

1 理 由

2 休暇期間 年 月 日から

日間

年 月 日まで

様式第2号の2(第5条関係)

年 月 日

要介護者の状態等申出書

(宛先)富士見市教育委員会

所属名  
職 名  
氏 名

1 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 職員との続柄

(3) 職員との同居又は別居の別 同居 別居

(4) 介護が必要となった時期 年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

注 1 1(4)の介護が必要となった時期については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

2 2の要介護者の状態には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように具体的に記入する。

様式第3号(第6条関係)

職 場 復 帰 願

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

所属名

職 名

氏 名

下記のとおり勤務したいので承認されたくお願いします。

記

1 勤務をする日 年 月 日から

2 医師の診断書 別紙のとおり

(所属長の意見)

所属長 \_\_\_\_\_

議案第38号

令和7年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書の採択について

令和7年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書について、別添のとおり採択する。

令和6年12月20日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

富士見特別支援学校の令和7年度使用教科用図書について、内容を一部変更したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、この案を提出します。

## 選定結果

### 1 供給不能な図書

#### (1) 小学部

##### ○一般図書（3点）

種目	発行者	書名	理由
算数	小学館	デコボコえほんかずをかぞえよう！	供給不能
音楽	金の星社	うたってたたこう！わくわくりズムあそび どうようえほん	品切れ
	東京書店	わくわく音あそびえほんきらきらマイクで うたおう！たのしいおうたえほん	品切れ

#### (2) 中学部

##### ○一般図書（1点）

種目	発行者	書名	理由
書写	交通新聞社	なぞっておえかきでんしゃ	絶版

### 2 選定変更後の図書

#### (1) 小学部

##### ○一般図書（3点）

種目	発行者	書名
算数	文溪堂	まるさんかくぞう
音楽	コスミック出版	いっばいうたおう！どうようえほん
	永岡書店	きいてうたって24曲どうよううたのえほん

#### (2) 中学部

##### ○一般図書（1点）

種目	発行者	書名
書写	小学館	ドラえもんとやってみよう！ドラえもんはじめてのあ いうえお

令和６年１２月定例会市議会の報告について

1 教育委員会に係る議案の審議結果（原案のとおり可決）

（１）令和６年度富士見市一般会計補正予算（第８号）

《概要》

- ・発掘調査に使用する重機使用料を増額するもの。
- ・中学校用教科書改訂にあたり、教師用教科書及び指導書を購入するもの。
- ・古民家ゾーンの初期消火設備を修繕するもの。
- ・食材価格の高騰に伴い、賄材料費を増額するもの。
- ・令和７年度予定工事に係る債務負担行為を設定するもの。

（２）公の施設の指定管理者の指定について

《概要》

- ・富士見市立図書館の指定管理者を指定するもの。

2 教育委員会に係る市政一般質問

生涯学習課

《伊勢田 幸正 議員》

1. 図書館について

- （１）図書館と書店の連携について
- （２）図書館の指定管理者独自の収益事業について（さいたま市などの事例を参考に）
- （３）民間の助成金の活用について
- （４）図書館基金を設置しては（鎌倉市などの事例を参考に）
- （５）刊行物の販売について（東京都北区、越谷市などの事例を参考に）

《佐野 正幸 議員》

1. 市民・地域要望について

- （１）図書館の一部の本棚を貸し出し、市民共同による図書資料の貸出しを

《根岸 操 議員》

1. 教育行政について

- （１）PTAについて

学校教育課

《伊勢田 幸正 議員》

1. 応急手当・AED講習について
  - (1) 教職員に対する講習について
  - (2) 児童・生徒に対する講習について

《関野 兼太郎 議員》

1. 市内中学校の部活動について
  - (1) 市内中学校の文化系部活動の活動状況は
  - (2) 文化系部活動の選択肢を広げるための取組は

《佐野 正幸 議員》

1. 安全安心なまちに向けて
  - (1) 学校の安全を守ることへの教育委員会の考えと取組を伺う

《篠田 剛 議員》

1. AEDの屋外設置について
  - (1) 教育施設について

《小泉 陽 議員》

1. 教育施策について
  - (1) 小中一貫教育における現状と課題について
  - (2) 奨学金制度の現状と課題について

《根岸 操 議員》

1. 教育行政について
  - (1) 学力向上について
2. 市民要望について
  - (1) 鶴瀬小学校体育館のカーテンについて

**教育相談室**

《佐野 正幸 議員》

1. 子育て・教育環境について
  - (1) 教室等で過ごしにくい児童生徒に対するサポート体制の充実を

《宮尾 玲 議員》

1. 不登校児童生徒の保護者に対する支援について
  - (1) 現在の取組について
  - (2) 支援体制の充実を

《加賀 奈々恵 議員》

1. 教育について

- (1) 特別支援学級における教職員の研修状況について
- (2) ふれあい相談員の配置について

《村元 寛 議員》

1. 障がい者の就労支援について

- (1) 学校施設も協力を

## **鶴瀬公民館**

《伊勢田 幸正 議員》

1. ほじょ犬のトイレについて

- (1) 現在の公共施設でのほじょ犬のトイレについて
- (2) 今後の取組について

《今成 優太 議員》

1. 公の施設のイベント対応について

- (1) 鶴瀬公民館の対応について

## 報告事項（2）資料

その他

- ・令和7年富士見市二十歳式について